

旭市建設工事適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可（同条第3項の規定による許可の更新を含む。）を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約におけるすべての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約におけるすべての請負人をいう。
- (5) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (6) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (7) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (8) 工事所管課長 当該建設工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課等の長をいう。

(書面による請負契約の締結)

第3条 市と建設業者との間における請負契約は、法第19条第1項各号に掲げる事項が記載された工事請負契約書（工事請負契約約款を含む。）又はこれに準ずる書面により締結しなければならない。

- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、市から直接請け負った建設工事を施工するために次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

- (1) 下請代金の額が1件で4,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、6,000万円以上）である下請契約
 - (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が4,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、6,000万円以上）となる下請契約
- 2 元請業者は、次の各号に掲げる建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。

- (1) 建築一式工事にあつては、工事1件の請負代金の額が1,500万円以上となる工事又は延べ面積が150平方メートル以上となる木造住宅工事
- (2) 建築一式工事以外の工事にあつては、工事1件の請負代金の額が500万円以上となる工事

(技術者の適正な配置)

第6条 建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するため、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上（当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあつては、6,000万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。この場合において、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。
- 4 市が発注する建設工事においては、前項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。

(元請業者の義務)

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聞くこと。
- (2) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (3) 元請業者は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害さないこと。
- (4) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (5) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が当該建設工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその申し出を受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (6) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由なく下請代金の額を減じないこと。
- (7) 元請業者は、下請契約を締結する際、法定福利費が内訳明示された見積書（特段の理由により、これを作成することが困難な場合にあつては、適正な法定福利費を含んだ見積書）の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。
- (8) 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事におけるすべての下請業者に

対して、この要綱に定める事項を遵守するよう指導に努めること。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、元請業者と市との間の請負契約における支払条件にかかわらず、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対し、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。また、市から現金で前金払がなされる建設工事においては、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金は、前条第5号の申し出の日（同号ただし書きの場合にあっては、その一定の日）から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由なく、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関（預金又は貯金の受け入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

(下請業者の選定)

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を総合的に勘案し、次の各号に掲げる事項のすべてを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設工事を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭

和26年政令第319号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。

- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金の不払を起こすおそれがないと認められること。

(施工体制の把握)

第10条 特定建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築一式工事にあつては6,000万円以上)になるときは、施工体制台帳(第1号様式又はこれに準ずるもの)及び施工体系図(第2号様式又はこれに準ずるもの)を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書(第3号様式又はこれに準ずるもの)を作成し、前項の特定建設業者に通知しなければならない。
- 3 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の特定建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 5 公共工事についての第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が4,000万円以上(建築一式工事にあつては6,000万円以上)になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。
- 6 第1項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない特定建設業者及び前項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない建設業者(以下「作成建設業者」という。)は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、通知書(第4号様式又はこれに準ずるもの)により通知を行わなければならない。
- 7 第2項及び第5項の規定による下請負人は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し、通知書(第5号様式又はこれに準ずるもの)により通知を行わなければならない。

(雇用管理)

第11条 市から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の遵守、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付、算定根拠の適切な説明等による法定福利費の適正な確保、自社技能労働者の必要な保険加入及び適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事における全ての下請業者が同様の事項について措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 市から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は、前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

(下請業者選定等の届出等)

第12条 市発注工事を直接請け負った建設業者は、その工事の一部を下請業者に請け

負わせたときは、下請業者との請負契約締結後14日以内に下請業者選定通知書（第6号様式）により施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、市との請負契約締結後、原則として7日以内に主任技術者等選任通知書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。現場代理人又は専門技術者を選任したときも同様とする。
- 3 前2項の届出事項に変更があったときは、当該建設業者は、下請業者変更届（第8号様式）又は変更通知書（第9号様式）により、14日以内に市長に提出しなければならない。

（点検及び調査等）

第13条 工事所管課長は、前条第1項の届出を受理したときは、施工体制等点検表（第10号様式）に基づき施工体制等について点検しなければならない。

- 2 工事所管課長は、前項の点検のほか、入札契約適正化法第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。
- 3 工事所管課長は、前2項の点検及び調査の結果を速やかに点検等報告書（第11号様式）により、財政課長に報告しなければならない。

ただし、請負代金が2,500万円未満の工事については、点検事項に不適正又は一部不適正がある場合にのみ報告するものとする。

（監督職員等）

第14条 市長は、市が発注した工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、速やかに監督職員選任通知書（第12号様式）により、当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 市長は、必要に応じ、監督職員に対し工事現場状況等報告書（第13号様式）の提出を求めることができる。

（不正事実の申告）

第15条 建設業を営む者にこの要綱に違反する事実があるときは、その利害関係人は市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。この場合の調査は第13条の規定を準用する。

（指導及び勧告等）

第16条 市長は、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発展を図るため、この要綱に違反した建設業を営む者に対し必要があると認められるときは、法第41条第1項の規定による指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 市長は、市の入札参加資格業者が前項の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第12条に規定する届出等に虚偽の記載等があった時は、市発注工事の際に考慮するものとする。

（建設副産物等の処理等）

第17条 市から直接工事を請け負った建設業者は、建設副産物（建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品（建設発生土（建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。）及び建設廃棄物（建設副産物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものをいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）等の処理に関して、関係法令等の規定に従い、発生

の抑制、再利用及び減量化等適切にこれを処理しなければならない。

- 2 前項の規定により建設副産物、建設発生土及び建設廃棄物等処理する場合、建設工事業者は、関係法令等に規定する様式に従い監督職員に提出し、説明するものとする。

(工事实績情報の登録)

第18条 請負代金の額が500万円以上の市発注工事を直接請け負った建設業者は、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に財団法人日本建設情報総合センターへ請負契約締結後10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除く。以下本条において同じ。)に登録し、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

- 2 前項の登録を行った建設業者は、登録内容の工期又は技術者に変更があった場合及び当該工事が完成した場合、並びに訂正時は工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に財団法人日本建設情報総合センターへ変更があった日から10日以内に登録し、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

(準用規定)

第19条 この要綱に定めのない事項は、千葉県建設工事適正化指導要綱(昭和54年4月1日制定)等に関係する基準等を、千葉県知事等を適宜旭市長等に読み替えることにより準用するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に疑義が生じたときは、適宜、市又は関係機関と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月19日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月16日から施行し、同日以降市において発注された建設工事に適用する。

施工体制台帳

[会社名] _____

[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号			許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名称及び 工事内容					
発注者及び 住					
工期	自 年 月 日	契 約 日	年 月 日		
	至 年 月 日				

契約営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督(職)員名		権限及び意見 申出方法	
-------------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当事務内容		担当事務内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名				代表者名				
住所								
工事名称及び工事内容								
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号			許可(更新)年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名		
権限及び意見申出方法		
主任技術者名	専任 非専任	
資格内容		

安全衛生責任者名		
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名		
専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

第2号様式(第10条関係)

施 工 体 系 図

工 事 の 名 称				
工 期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請負人の商号又は名称		
監理技術者又は主任技術者名		
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

商号又は名称		
工事の内容		
工 期		
主任技術者名		
専 門 技 術 者	氏 名	
	建設工事の内容	

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称	
------	--

会 社 名 _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能 外国人の従事 の状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能 外国人の従事 の状況(有無)	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

（下請負人） 様

作成建設業者の住所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

通 知 書

工 事 の 名 称	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の7第1項及び旭市建設工事適正化指導要綱第10条第5項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

1. 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

2. あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、建設業法第24条の7第2項及び旭市建設工事適正化指導要綱第10条第2項の規定により再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場合は次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

（再下請負通知人の下請負人） 様

再下請負通知人の住所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

通 知 書

工 事 の 名 称	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

私は、上記工事に関し、建設業法第24条の7第2項及び旭市建設工事適正化指導要綱第10条第5項の規定により再下請負通知人に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の4第2項の規定により、下記のとおり通知します。

1. 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

2. あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、建設業法第24条の7第2項及び旭市建設工事適正化指導要綱第10条第2項の規定により再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場合は次のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

第6号様式(第12条関係)

下請業者選定通知書

年 月 日

旭市長

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印
 電話番号 _____

1 工事名称 _____
 2 工期 _____年 月 日 ~ _____年 月 日
 3 請負金額 _____円

上記建設工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、旭市建設工事適正化指導要綱第12条第1項の規定及び建設工事請負契約約款第7条の規定により提出します。

注文者名	下請に附した工事種別 又は範囲	下請業者				下請区分 第1、第2 下請等の 区分
		商号又は名称 代表者氏名	所在地 電話番号	許可番号	許可業種	

※ 添付書類

- ・ 施工体制台帳、施工体系図及び再下請通知の写し並びにこれら書類に係る添付書類(下請契約、建設業の許可、技術者資格)

年 月 日

旭 市 長

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る
 工事に関し、下記の者を選任したので旭市建設工事適正化指導要綱第12条第2項の規定及び建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者	専門技術者
氏 名			
現 住 所			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格			
選 任 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※ 添付書類

- ・ 主任技術者、監理技術者及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
 - ・ 選任技術者一覧表(別添様式又は任意に作成した一覧表による)
- (注)1 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて一方を抹消すること。
 2 監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。
 3 主任技術者については、資格欄に資格者番号又は資格内容を併せて記載すること。
 4 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)の経歴書を添付すること。
 5 不要な事項の欄は斜線で抹消すること。

※ 専任の技術者

- ・ 建設業許可における営業所の専任技術者は、事務所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事において、主任技術者又は監理技術者として配置することはできません。(建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施工令第27条)
- ・ 専任の技術者の配置を求められる工事とは、公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事(建設業法施工令第27条)

別添

専任技術者一覧表

年 月 日現在

営業所の名称	専任技術者の氏名	担当業種

下請業者変更届

年 月 日

旭市長

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印
 電話番号 _____

1 工事名称 _____
 2 工期 _____年 月 日 ~ _____年 月 日
 3 請負金額 _____円

上記建設工事に関し、 _____年 月 日付けで通知した下請業者について、次のとおり変更したので旭市建設工事適正化指導要綱第12条第3項の規定により届出します。

区 分	変 更 前	変 更 後 (追加を含む)	変 更 前	変 更 後 (追加を含む)
注 文 者 名				
下請に附した工事の 種別又は範囲				
下 請 業 者	商号又は名称 代表者氏名			
	所在地電話番号			
	許 可 番 号			
	許 可 業 種			
下 請 区 分				
変 更 日		年 月 日		年 月 日

※ 添付書類

- ・ 施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知の写し並びにこれら書類に係る添付書類
 (下請契約、建設業の許可、技術者資格)

第9号様式(第12条関係)

年 月 日

旭 市 長

所 在 地 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

変 更 通 知 書

年 月 日契約に係る 工事に関し、年 月
日付けで通知した について、下記のとおり変更しましたので、
旭市建設工事適正化指導要綱第12条第3項の規定及び建設工事請負契約約款第10条第1項
の規定により通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		
現 住 所		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格		
変 更 日	年 月 日	

※ 添付書類

- ・ 変更に伴い、必要となる資格者証の写し等
- ・ 変更理由書等

第10号様式（第13条関係）

施工体制等点検表

工 事 名	低入札工事
作成建設業者名	該当・非該当

I 事前点検

◎請負業者より提出された施工体制台帳の整備状況を事前に点検

点 検 事 項	結 果
1. 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
① 作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号	
② 健康保険等の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	
③ 建設工事の名称、内容及び工期	
④ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
⑤ 監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び監督員の権限、請負人の注文者に対する意見の申出方法が記載された請負人への通知書の写し	
⑥ 監理（主任）技術者の氏名、その者が有する技術者資格（工種）及びその者が専任の技術者であるか否かの別	
⑦ 現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び現場代理人の権限、注文者の請負人に対する意見の申出方法が記載された注文者への通知書の写し	
⑧ 専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑨ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類	
⑩ 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期	
⑪ 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日	
⑫ 下請工事に監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等を記載した請負人に対する通知書の写し	
⑬ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等を記載した注文者への通知書の写し	
⑭ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別	
⑮ 下請負人が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑯ 1次下請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
2. 施工体制台帳の添付書類は揃っているか	
(1) 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているか確認（全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない）	
（元請負人と1次下請負人が締結した下請契約書について確認）	
ア. 建設工事標準下請契約約款を使用 イ. 同約款に準拠した内容をもつ下請契約書を使用している ウ. その他	ア・イ・ウ
点 検 事 項	結 果
(2) イ又はウの場合、下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか	
① 工事内容、 ② 請負代金の額、 ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	
④ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の	

時期及び方法	
⑤ 設計変更又は工事着手の時期の延長若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	
⑪ 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法	
⑫ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑬ 契約に関する紛争の解決方法	
(3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し (監理技術者資格者証の写し)	
(4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し (健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し)	
(5) 作成建設業者が請け負った建設工事に関し主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し	
3. 再下請負通知書の整備状況	
(1) 再下請負通知書は提出されているか、また記載事項に不備はないか	
(2) 再下請負通知書の健康保険の加入状況 (健康保険・厚生年金保険・雇用保険)	
(3) 通知人が下請負人と締結した請負契約書が添付されているか	
4. 元請の施工範囲等を確認 (直営施工部分はあるか、主たる部分を請け負わせていないか等)	
5. 一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか	
6. 不必要な重層下請となっていないか	
7. 上請け、横請けの可能性の確認	
8. 下請人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上 (建築一式工事にあつては1,500万円以上) の下請をさせていないか	
9. 作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が4,000万円 (建築一式工事にあつては6,000万円) 以上になっていないか	
10. 低入札工事に該当する場合、下請との契約金額が、低入札価格調査時の見積金額と比較し大きく乖離していないか	

Ⅱ 現場点検

◎現場における標識、施工体制、技術者等の点検

1. 標識等の掲示

点検事項	結果
(1) 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示	
(2) すべての建設業許可を持つ建設業者が建設業許可に関する標識の掲示	
(3) 建退共制度導入事業者であることの標識（シール）の掲示	
(4) 労災保険に関する掲示	

2. 施工体制等

点検事項	結果
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか	
(2) 指導監督機関の長に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか	
(3) 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか	
(4) 元請負人の直営部分の施工状況の確認	
① 事前点検時に一括下請等の可能性がある場合については、より詳細に確認	
② 直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	
(5) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認	
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては1,500万円以上)の下請をさせていないかどうか確認	
(7) 元請業者が下請業者の保険加入状況を把握し、未加入業者への指導を行っているか確認	

3. 監理（主任）技術者の配置状況

点検事項	結果
(1) 監理（主任）技術者の現場専任制等について（監理技術者に対しては資格者証の提示を求める）	
① 当該監理（主任）技術者の現場専任制の確認	
② 当該監理（主任）技術者が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認	
③ 当該監理（主任）技術者の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認	
④ 当該監理（主任）技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	

4. 下請業者の使用状況

点検事項	結果
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか	
(2) 下請業者の施工状況、内容及び下請負金額が下請契約書に同じか	
(3) 下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について	
① 当該主任技術者の現場専任制の確認（下請金額3,500万円以上）	
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認	
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認	
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	

第11号様式(第13条関係)

年 月 日

旭市長
財政課長

工事所管課長_____

点 検 報 告 書

下記工事について点検等をしたところ別添のとおりでしたので、旭市建設工事適正化指導要綱第13条第3項の規定により報告します。

記

工 事 名	
請 負 業 者 名 (商 号 又 は 名 称)	
本店又は営業所所在地	
契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 金 額	円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日

別 添

点検等年月日	年 月 日
1 点検事項	点検結果(該当事項に○をする)
(1) 施工体制台帳の整備状況	イ 適正 ロ 一部不適正 ハ 不適正
(2) 下請契約書	イ 建設工事標準下請契約約款を使用 ロ 同約款に準拠した内容を持つ下請契約約款を使用 ハ その他
(3) 一括下請又は不必要な重層下請	イ 疑いがない ロ 疑いがある
(4) 標識等の掲示	イ 適正 ロ 一部不適正 ハ 不適正
(5) 施工体制及び施工体系図の確認	イ 適正 ロ 一部不適正 ハ 不適正
(6) 監理(主任)技術者の配置状況	イ 適正 ロ 一部不適正 ハ 不適正
(7) 下請業者の使用状況	イ 適正 ロ 一部不適正 ハ 不適正
(8) 社会保険の加入状況	イ 適正 ロ 一部不適正 ハ 不適正
2 その他の事項	(具体的に記入)
(不適正等の内容)	
(指導状況)	

点検(調査)者職・氏名 _____

第12号様式(第14条関係)

監督職員選任通知書

年 月 日

(元請業者) 様

旭市長 _____
(公印省略)

- 1 工事名 _____
2 工期 _____年 月 日 ~ _____年 月 日
3 契約金額 _____円

上記建設工事に関し、次の者を監督職員として選任したので、旭市建設工事適正化指導要綱第14条第1項及び建設工事請負契約約款第9条第1項の規定により通知します。

	総括監督員	主任監督員	監督員	
職名				
氏名				

第13号様式(第14条関係)

工事現場状況等報告書

年 月 日

旭市長

監督員 所属 _____
職名 _____
氏名 _____

下記建設工事現場の状況については、別添のとおりでしたので、旭市建設工事適正化指導要綱第14条第2項の規定により報告します。

工 事 名			
施 工 箇 所			
請 負 業 者 名 (商 号 又 は 名 称)			
本 店 又 は 営 業 所 所 在 地			
契 約 金 額	円	契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		